

支援制度についてよくあるQ&A

○支援制度の利用条件

Q1 これから、貸金業の登録申請をするにあたり、支援制度を利用しようと考えている。まだ、新設会社が出来ていないが、先に支援制度を申込みできますか？

A1 法人登記済みであることが支援条件になりますので、登記完了後に、協会HPからお申込み願います。

Q2 弊社の「貸金業務取扱主任者」の有効期限が失効しているが、先に支援制度を申し込みできますか？

A2 まずは、「貸金業務取扱主任者」の主任者登録講習を受講のうえ、主任者の登録申請をしてください。2ヶ月程度でお手元に「貸金業務取扱主任者の登録完了通知」が届きます。そのうえで、協会HPからお申込み願います。なお、主任者登録講習に関するご質問は、専用のお問合せ窓口（03-6450-3023）にお電話願います。

Q3 支援制度を利用しようと考えているが、社外の弁護士や行政書士などの専門家に支援制度の「連絡担当窓口」になってもらい対応してもらおうと考えているが、可能でしょうか？

A3 「連絡担当窓口」には、御社のご担当者をご指定してください。協会は、御社のご担当者の方に対し支援させていただきます。

○社内規則及び登録申請書の作成の支援について

Q1 支援依頼内容に「社内規則作成の相談・支援(規程記載例の提供)」とありますが、どのぐらいの頁数になりますか？

A1 社内規則(規程記載例)の雛形にもよりますが、A4版でおよそ130頁前後になります。協会本部の会員業務部が支援させていただきます。

Q2 社内規則(規程記載例)の雛形をメールで提供を受けましたが、弊社用にカスタマイズしてよろしいでしょうか？

A2 協会が指定した該当箇所に関して加筆してください。

Q3 支援依頼内容に「登録申請書の作成に関する支援」とありますが、どちらの部署が支援していただけるのでしょうか？

A3 御社の主たる営業所等を管轄する協会の支部が支援させていただきます。登録申請書を作成するにあたり、記載上の不明点やどのような書類を添付したら良いかご不明な場合には、お気軽に管轄支部にお問合せください。

○指定信用情報機関及び反社データベースの整備などについて

Q1 事業者向け貸付を行うことを想定しているが、経営者の個人保証を取る場合、指定信用情報機関に加入するの必要はありますか？

A1 個人向け貸付けや個人を保証人とするケースに当たるため、指定信用情報機関に加入する必要があります。

Q2 指定信用情報機関（[日本信用情報機構](#)、[シー・アイ・シー](#)）への加入準備を進めようと考えているが、加入金と毎月のランニングコストにどのくらいかかりますか？また、利用するまでにはどのくらいの期間がかかりますか？

A2 当協会では詳細を把握しておりませんので、お手数ですが該当の指定信用情報機関へお問合せ下さい。

Q3 「反社データベース」はどのように整備すればよいか。

A3 日本貸金業協会が提供する「特定情報照会サービス」を利用する方法や、[暴力追放運動推進センター](#)に加入し、同センターが提供する情報を利用する方法、又は、それらと同等の情報を自ら収集・蓄積する方法などがあります。

なお、「特定情報照会サービス」を利用する場合には、日本信用情報機構（JICC）への加入が必須です。

○支援制度及び協会加入の費用について

Q1 支援制度を利用するには、費用はかかりますか？

A1 無償で対応させていただきます。ただし、本支援制度を利用して新規登録や更新登録が完了した翌月に、当協会にご加入いただくことを支援の条件とさせていただきます。

Q2 協会へ加入するにあたり、加入金はいくらかかりますか？

A2 加入金は20万円です。

Q3 会費は、いくらかかりますか？

A3 「資本金」、「貸付残高」、「店舗数」の3つの基準で算出したものを合算した金額を会費としてお支払いいただきます。詳細な会費額については、協会HPの「入会のご案内」をクリックしていただき、「[加入申請書提出書式一式](#)」（エクセルファイル）のダウンロードファイル内の「3・会費計算書」（シート）で算出可能ですので、ご確認ください。

Q4 期中（※）に協会へ加入することになるが、会費はいくらお支払いすることになりますか？

A4 期中に加入した場合は、月割計算となります。例：5月加入申込、6月加入承認の場合は、6月～9月までの4か月分を6月にご請求させていただきます。

※協会では、4月～9月を上期、10月～翌年3月を下期といたしております。

○協会への「加入申請書提出書式一式」提出などについて

Q1 いま、支援制度を利用している最中ですが、協会へ提出する「加入申請書提出書式一式」はいつまでに郵送すればよろしいでしょうか？

A1 協会への加入手続きについては、登録行政庁へ登録申請書の提出後、原則、貸金業の登録完了月に「加入申請書提出書式一式」のご郵送をお願いします。

毎月末をもって締め切り、翌月の理事会にて加入審査を行いますが、書類不備・不足がある場合には補正又は追加書類の提出をお願いすることがありますので、時間に余裕をもって、ご提出願います。

Q2 理事会承認後、弊社宛てにどのような書類が郵送されますか？

A2 理事会での加入承認日後、翌週の中頃までに「加入承認通知」、協会員番号を印字した「協会員証明書」、「会員証」、「会費請求書」、「貸金業協会加入又は脱会の届出」、「定款諸規程集」などをレターパックライトにて郵送させていただきます。

以上